

# グリーン調達ガイドライン

日発販売株式会社



## 1. はじめに

ニッパンは企業活動を行うにあたり重要課題の一つとして「地球環境の保全」を取り上げ、環境方針の中に汚染の防止と、環境にやさしい商品の市場提供を掲げ、活動しております。お取引先の皆様に「グリーン調達ガイドライン」へのご協力をいただいておりますが、前回の制定から法令や環境負荷物質の範囲も変わってまいりましたので、この度、「グリーン調達ガイドライン」を改訂することといたしました。

ニッパンの「グリーン調達ガイドライン」に沿ってお取引いただけることが、お取引先様の製品のグローバル展開へのパスポートともなれますよう、このガイドラインを充実させていく所存です。このような趣旨をご理解いただき、これまで以上のご協力をよろしくお願いいたします。

日 発 販 売 株 式 会 社  
取締役社長 齋藤 哲夫  
品質保証部 川田 信明  
(環境管理責任者)

2006年3月1日制定  
2009年11月1日改定

## 2. ニッパン環境方針

### ニッパン 環境方針

ニッパンは、あらゆる顧客のニーズに商品を提供する活動を通じて、社会に貢献すると共に、緑豊かで自然に恵まれた地球環境の保全が大切と考え、企業活動のあらゆる面で、環境の保全に配慮し、全社員で環境保全活動を推進する。

1. 環境関連の法律、規則および当社が同意する協定などを遵守し、健全な環境の維持と環境汚染の予防をはかる。
2. 環境にやさしい商品の購入と市場への提供を積極的に推進する。
3. 省エネルギー、省資源をはかると共に廃棄物の削減を推進し、資源の有効利用と環境汚染の防止に努める。
4. 環境マネジメントシステムを整備し、環境保全活動の充実をはかり、継続的改善に努める。

この環境方針に基づき、ニッパンは全社をあげて ISO14001 の認証取得をはじめとして、環境にやさしい商品の提供、環境汚染の防止等に努めております。お取引先様におかれましても「環境マネジメントシステムへの取組み」と「環境負荷物質の管理」について取り組んで頂き、弊

社のグリーン調達にご協力をお願いいたします。

### 3. グリーン調達の目的

お客様に商品や部品を提供するにあたり、購入商品や部品に含まれる環境負荷物質ならびに製造工程で使用される環境負荷物質について、お取引先様と共にその削減に努め、環境にやさしい商品を提供し、環境負荷の低減を実施し「地球環境の保全」に貢献することにあります。

### 4. お取引先様へのお願い

#### 4.1. 環境マネジメントシステムの構築についてのお願い

- (1) 弊社に部品等を納入されるお取引先様には、ISO14001 及び ISO14001 に準じた環境マネジメントシステムの構築に努め、環境保全活動全般について積極的・継続的に進めていただくようお願いいたします。
- (2) 一部のお取引先様につきましては、別途、弊社から環境マネジメントシステムの取組み状況についての確認をさせていただきます。

#### 4.2. 環境負荷物質の管理に関するお願い

- (1) 当社に製品を納入される、お取引先様は必要に応じて、その製品に含有される環境負荷物質について調査・報告をお願いいたします。調査対象物質や要求閾値などは、当社担当部署から別途、ご連絡をさせていただきます。
- (2) 別表 1 に定める環境負荷物質に関しましては、原則として「使用禁止」としますので、使用禁止の遵守をお願いいたします。ただし、法の要求を満たすことにより、使用が認められている場合は、法の要求を満たした上で使用することを条件とし、例外といたします。(この場合も可能な限り、削減や使用中止あるいは代替品への置き換えの推進をお願いいたします。
- (3) 別表 2 に定める環境負荷物質に関しましては「使用削減」としますので、使用しているものがありましたら削減・使用中止あるいは代替品への置き換えの推進をお願いいたします。
- (4) 別途必要な場合は、弊社担当部署から、環境負荷物質についての調査依頼をお願いする場合があります。
- (5) お客様の要請その他の事情により、本ガイドラインの要求範囲を超える場合は、弊社からお取引先様へ改めて連絡いたしますので、その内容に対するご協力をお願いいたします。
- (6) 商社など製造をしていないお取引先様におきましては、その部品等の製造元へ、環境マネジメントシステムへの取組みと環境負荷物質の管理について、ニッパンの要求に基づくご指導を進めていただくようお願いいたします。

これまで**REACH** 規制の高懸念物質（**SVHC**）の調査をお願いしていないお取引様へ

「**REACH** 規制：欧州化学物質規制での高懸念規制物質（**SVHC**）候補リストについて」

2009年11月

ニッパン（日発販売株式会社）

日頃より弊社のグリーン調達にご協力いただきありがとうございます。今後、欧州の**REACH** 規制（化学物質規制）対応について、以下のご協力をお願いいたします。

1) **REACH** 規制に係る対象物質：

欧州に輸出される製品に対して**SVHC**が0.1重量%以上含まれる場合は開示が必要です。2008年10月9日に欧州**REACH** 規制の高懸念物質（以下**SVHC** と略記）リストの審議結果が公開され、**SVHC** 候補リスト（16化学物質）のうち15物質（添付の使用禁止・削減禁止物質表を参照）が原則禁止の見込み（使用には特別認可が必要）となりました。

2) **REACH** 規制**SVHC** に係るニッパン調達の考え方：

上記**SVHC** リスト記載の15物質は、グリーン調達の使用禁止物質といたします。新規に当社へ納入いただく調達品についてはご注意ください。

また、既に納入いただいている製品について、“**SVHC** リストの化学物質が0.1重量%以上含まれる”ことが明らかになった場合は、直ちに品番、品名を当社の納入部門にご連絡いただきますようお願いいたします。

別表1 使用禁止物質一覧表

No.	物質名	主な用途	主な法規制
1	鉛及びその化合物	樹脂等の安定剤、塗料・顔料、各種合金	RoHS・ELV 指令
2	水銀及びその化合物	蛍光灯・水銀灯、電池、リレー・スイッチ	RoHS・ELV 指令
3	カドミウム及びその化合物	樹脂等の安定剤、塗料・顔料、電気接点	RoHS・ELV 指令
4	6価クロム及びその化合物	防錆処理（めっき）、塗料・顔料、インキ	RoHS・ELV 指令
5	ポリ臭化ビフェニル（PBB）	樹脂の難燃剤	RoHS 指令
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル（PBDE）	樹脂の難燃剤	RoHS 指令
7	シアン化合物	めっき液	労働安全衛生法、毒物劇物取締法
8	アスベスト類	断熱材、ブレーキ部品、ガスケット	労働安全衛生法
9	オゾン層破壊物質【別表Aによる】	洗浄剤、発泡剤	オゾン層保護法
10	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	絶縁油、コンデンサー油	化審法、労働安全衛生法
11	ポリ塩化ナフレン（塩素数3以上のもの）	可塑剤、機械油添加剤、	化審法
12	有機塩素系農薬【別表Bによる】	農薬、防虫剤、防カビ剤、防腐剤	化審法
13	有機スズ化合物【別表Cによる】	船底塗料、魚網防腐剤	(注)EU規制：化学物質
14	アミン類【別表D及び別表Eによる】	LLC（ログライフケラント）、防腐剤	労働安全衛生法 (注)EU規制：化学物質
15	セレン及びその化合物	ガラス、LED	PRTTR法第1種、毒物劇物取締法
16	ヒ素及びその化合物	ガラス、LED、半導体、農薬、木材防腐剤	毒物劇物取締法、 (注)EU規制：化学物質
17	ベンジジン	ゴム硬化剤	労働安全衛生法（製造禁止物質）
18	ベンゼン	可塑剤	労働安全衛生法（特化物第2類）
19	アゾ染料	皮革、繊維の染色 (肌に触れる繊維、皮革用途で指定の芳香族アミン【別表E】が30PPMを超えて発生するもの。)	消防法危険物 (注)EU規制：化学物質
		閾値を超える指定のアゾ染料【別表F】	
20	アゾ化合物	染料	消防法危険物
21	REACH 規則により「高懸念物質（SVHC）候補リスト」にリストアップされた物質【別表G】	—	REACH 規則

(注) EU規制：化学物質の市場取引と使用に関する指令 D76/769/EEC

別表2 使用削減物質一覧表

No	物質名	主な用途	備考
1	塩化ビニル樹脂（PVC）	管・継ぎ手、フィルム、電線・ケーブル、レザー、壁紙	
2	PRTTR法の対象物質（第1種及び第2種） 但し、表1で定める禁止物質は除く		第1種指定化学物質：462種 第2種指定化学物質：100種

(注) PRTTR法：『特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律』

【別表 A】

No	オゾン層破壊物質
1	特定フロン (CFC-1,CFC-12,CFC-113,CFC-114,CFC-115)
2	ハロン (ハロン-1211,ハロン-1301,ハロン-2402)
3	その他の CFC (CFC-13,CFC-111,CFC-112,CFC-212,CFC-213,CFC-214, CFC-215,CFC-216,CFC-217)
4	四塩化炭素
5	1,1,1-トリクロロエタン
6	HBFC (ブルモジルフルオロエタン)
7	ブロモクロロメタン
8	臭化メチル

【別表 B】

No	有機塩素系農薬
1	ヘキサクロロベンゼン
2	アルドリル
3	ディルドリン
4	エンドリン
5	DDT
6	クロルデン類

【別表 C】

No	有機スズ化合物 (スズ無機化合物は非該当)
1	臭化トリ-n-ブチルスズ
2	ビス (トリブチルスズ) オキシド
3	水素化トリフェニルスズ
4	臭化トリフェニルスズ
5	塩化トリフェニルスズ
6	水酸化トリフェニルスズ

【別表 D】

No	アミン類
1	トリエタノールアミン
2	2-ナフチルアミン塩類
3	2,4-ジアミノトルエン
4	2- (N-フェニルアミノ) ナフタレン
5	2-メチル-4- (2-トリルジアゼニル) アニリン
6	3,4-ジメチルアニリン
7	3-アミノフェノール
8	N-メチルアニリン
9	2-メトキシアニリン
10	アニリン
No	フェニレンジアミン類
1	m-フェニレンジアミン
2	p-フェニレンジアミン
3	o-フェニレンジアミン
4	N,N'-ジキシリル-p-フェニレンジアミン
5	N,N'-ジトリル-p-フェニレンジアミン
No	ヒドラジン類
1	1,1-ジメチルヒドラジン
2	1,2-ジメチルヒドラジン
3	1,2-ジフェニルヒドラジン
No	ニトロソアミン類
1	N-ニトロソジエタノールアミン
2	ニトロソジプロピルアミン
3	p-トルイジン
4	アトラジン
5	エチレンジイミン
6	N-メチルカルバミン酸 1-ナフタル (NAC)
7	カルボフラン
8	N-メチルカルバミン酸 2-sec-ブチルフェニル (BPMC)
9	プロピレンジイミン

【別表 E】

No	指定臭香族特定アミン類
1	4-アミノビフェニル
2	ベンジジン
3	クロロトルイジン
4	2-ナフチルアミン
5	ソルベントイエロー-3
6	アミノニトロトルエン
7	4-クロロアニリン
8	ジアミノアニソール
9	4,4'-ジアミノジフェニルメタン
10	3,3'-ジクロロベンジジン
11	3,3'-ジメトキシベンジジン
12	3,3'-ジメチルベンジジン
13	4,4'-メチレンビス (2-メチルアニリン)
14	2-メトキシ-5-メチルアニリン
15	2,2'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン
16	オキシジアニリン
17	4,4'-チオジアニリン
18	o-トルイジン
19	2,4-トルエンジアミン
20	2,4,5-トリメチルアニリン
21	2-メトキシアニリン
22	4-アミノアゾベンゼン

【別表 F】

No	アゾ染料
1	ダイレクトブラウン 95
2	ダイレクトブルー-6
3	ダイレクトブラック 38

【別表 G】

No	「SVHC 候補リスト」 にリストアップされた物質
1	ヒ酸トリエチル
2	アントラセン
3	4,4'-ジアミノジフェニルメタン
4	フタル酸ジブチル (DBP)
5	二塩化コバルト
6	五酸化二ヒ素
7	三酸化二ヒ素
8	ニクロム酸ナトリウム
9	5-tert-ブチル-2,4,6-トリニトロ-m-キシレン (ムスクキシレン)
10	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル (DEHP)
11	ヘキサプロモシクロドデカン(HBCDD)
12	短鎖塩素化パラフィン (炭素鎖長 10-13)
13	ビストリブチルスズオキシド (TBTO)
14	ヒ酸鉛
15	フタル酸ブチルベンジル (BBP)
16	今後、「SVHC 候補リスト」 にリストアップされる物質

## 別紙

日発販売株式会社 商品本部 購買部 行

### ニッパン「グリーン調達ガイドライン」同意書

当社はニッパン「グリーン調達ガイドライン」を受領してその趣旨を理解し、御社に売り渡す製品について同ガイドライン別表1及び別表2に記載の内容を遵守することに努めます。

年 月 日

住 所 : \_\_\_\_\_

会 社 名 : \_\_\_\_\_

役 職 名 : \_\_\_\_\_

代表者名 : \_\_\_\_\_ 印

環境負荷物質の窓口

担当部署 : \_\_\_\_\_

担 当 者 : \_\_\_\_\_

連 絡 先 : 電話 \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

E-mail : \_\_\_\_\_

※原紙の方をご提出ください。コピーは貴社して保管ください。

本誌内容に関するお問合せは下記にお願いいたします。

日発販売株式会社

住所：〒135-0051 東京都江東区枝川2-13-1

商品本部 購買部

TEL：03-5690-3014

FAX：03-5690-3024